

仲介業者向け新サービス

管理力をマンションの新たな価値として伝えたい、そんな仲介事業者の方へ 管理良好マンションを適正に評価、売買に活かすための新サービス

先月、「改正マンション管理適正化法」が衆院本会議で可決、成立しました。老朽化対策とともに、適切な管理計画を有するマンションを認定する「管理認定制度」が2022年度までに施行される方針です。認定には修繕積立金の徴収や管理組合の運営状況などを評価項目とし、その管理状況が認められた認定マンションには税制上の優遇策についても検討されています。管理状況による所有者・購入者への優遇策が実現すれば、中古マンション検討者の中でも今後、マンションの管理への関心は一層高まっていくと思われます。

そこで、業界初の個人向け不動産コンサルティング・ホームインスペクション（住宅診断）とマンション管理組合向けコンサルティングを行う “不動産の達人 株式会社さくら事務所”（東京都渋谷区／社長：大西倫加）では、仲介事業者の方向けに「マンション管理インスペクション」サービスを●日に開始しました。本サービスでは、お預かりした書類から、マンション管理コンサルタントがそのマンションの管理状況をチェックします。良好な管理を誇るマンションの売却活動をする上で、その価値を購入希望者にアピールする材料としてご活用いただくことができます。同時に、購入希望者には重要な判断材料の1つとして、安心してご購入いただくためのご提案が可能になります。

「建物の状況を確認するホームインスペクション同様、物件の正しい情報を伝えし安心してマンションを購入いただきたい」「これまで評価されなかったマンションの管理力を新しい付加価値として加えることで、マンション流通を適正化したい」そんな志をお持ちの仲介事業者の方々にご活用いただきたいと考えています。

【仲介事業者向け】 マンション管理インスペクションサービス

【サービス料金】

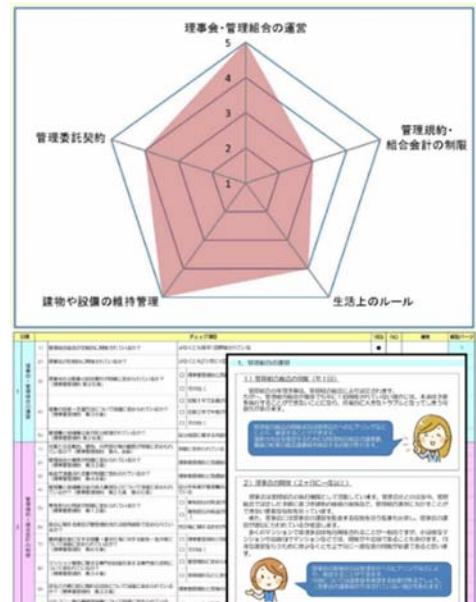
38,000円+税 ※複数件ご依頼の場合は、割引制度あり

【5つのチェック項目】

理事会・管理組合の運営 / 管理規約・組合会計の制限 /
生活上のルール / 管理委託契約 / 建物や設備の維持管理

【ご用意いただく書類】

- ・管理に係る重要事項調査報告書
- ・管理規約、使用細則
- ・長期修繕計画書
- ・管理委託契約書
(入手できない場合は重要事項説明書)
- ・通常総会の議案書・議事録
(入手できない場合は収支報告書・貸借対照表)



詳細はこちら・・・<https://www.sakurajimusyo.com/biz/mansionkanri-inspection/>

■不動産の達人 株式会社さくら事務所（東京都渋谷区／代表取締役社長：大西倫加） <https://www.sakurajimusyo.com/>

株式会社さくら事務所は「人と不動産のより幸せな関係を追求し、豊かで美しい社会を次世代に手渡すこと」を理念として活動する、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業です。1999年、不動産コンサルタント長嶋修が設立。第三者性を堅持した立場から、利害にとらわれない住宅診断（ホームインスペクション）やマンション管理組合向けコンサルティング、不動産購入に関する様々なアドバイスを行なう「不動産の達人サービス」を提供、49,000組を超える実績を持っています。

本件に関するお問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。

株式会社さくら事務所 東京都渋谷区桜丘町29-24 桜丘リージェンシー101 <https://www.sakurajimusyo.com/>

TEL 03-6455-0726 FAX 03-6455-0022 マーケティング・コミュニケーション部：川崎 徳子 press@sakurajimusyo.com